

## 令和3年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和3年6月10日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番	田村	星	寿	2番	中野	栄
3番	嶺岸	勝	志	4番	三須	清一
5番	大井	栄	一	7番	成島	誠
8番	川村	泉	治	9番	宮久保	勝
10番	根本	博				

### 4. 欠 席 委 員

6番 大炊 三枝子

### 5. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
庶務係長	遠 藤 幸 廣
農地係長	富 塚 隆 則
主任主事	片 桐 圭 悟

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計  
画（案）について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 報告第 4 号 生産緑地の斡旋について

**三須清一会長** ただいまから、令和3年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 成島誠委員

8番 川村泉治委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第2号までの合計2議案についてです。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定2件、再設定7件、合計9件。

議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和3年6月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,009平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積に対して〇、〇〇〇円です。

整理番号 2 番、賃借権を設定する者は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 2,242 平方メートルです。権利の設定を受ける者は株式会社ライフエスエスで、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃は全面積に対して〇万円です。

整理番号 3 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇〇字〇〇地先の地目田 6 筆、合計面積は 6,190 平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃は全面積に対して〇〇万円です。

整理番号 4 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 945 平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。借受期間は 6 年間、借賃は全面積に対して〇万円です。

整理番号 5 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 952 平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。借受期間は 3 年間、借賃は全面積に対して〇万円です。

整理番号 6 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 1,253 平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 3 年間、借賃は全面積に対して〇,〇〇〇円です。

整理番号 7 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 6,236 平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 3 年間、借賃は全面積に対して〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 8 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 92 平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 6 年間、借賃は全面積に対して〇,〇〇〇円です。

整理番号 9 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 1,000 平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 3 年間、借賃は 10 アール当たり〇,〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第 2 調査会長から議案第 1 号の調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第 1 号整理番号 1 番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約 1.55 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、妻が 50 日です。トラクター、農用自動車、倉庫等をそろえています。

次に、整理番号 2 番の権利の設定を受ける者の経営面積は、今回設定する借受地約 0.22

ヘクタールです。スタッフ1名を配置し、当該地にビニールハウスを建て、菌床によるシイタケ栽培を行うとのことです。

次に、整理番号3番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.84ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日で、母が100日、兄が50日です。トラクター、農用自動車、倉庫等をそろえています。

次に、整理番号4番、5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約0.60ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日で、父、母と妻が150日です。トラクター、農用自動車、耕運機等をそろえています。

次に、整理番号6番、7番、9番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.30ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間347日で、妻が11日です。トラクター、農用自動車、管理機等をそろえています。

次に、整理番号8番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.53ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間155日で、妻が51日です。トラクター、農用自動車、耕運機等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号1番から9番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番から9番については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」。下記のとおり、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和3年6月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」の決定について御説明します。

この件については、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の第37条で、農業委員会における事務の実施状況について、毎年度インターネットその他の方法で公表することが義務づけられました。

農業委員会法改正の背景にあった農業委員会が行っている活動が、農業者等になかなか見えていないという反省の下、一定のルールに基づいて活動状況を公表して透明化を図ることとされたものです。従前は農林水産省の通知によるものでしたが、平成28年度からは農業委員会法の中に明記されました。

また、農地法第52条でも、農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うことが義務づけられています。

この情報提供、公表に当たっては、農林水産省が通知で様式を示しています。毎年度の初めに「目標及びその達成に向けた活動計画」を決め、その実施した活動については年度の終了後に、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を行って、それをしっかり公表していくというものです。

我孫子市の農業委員会でも、法令に基づいて、適切に情報の公表を行っていく必要があります。

Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」及びⅢの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、農政課の実績及び事務事業計画との調整を図った上で、議案のとおりとさせていただきました。

それでは、別紙1を御覧ください。

まず、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」です。

1ページをご覧ください。

Iの「農業委員会の状況」は、令和2年度末時点の状況です。

Iの1では、各表の米印の注釈に従い数値を入れております。

Iの2の「農業委員会の現在の体制」は、新制度に基づくもので、令和元年4月の2回目の任命によるものです。

次に、Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

2ページをお開きください。

Ⅱの1では現状と課題を、Ⅱの2では目標と実績の数値を、Ⅱの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、Ⅲの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

3ページをお開きください。

Ⅲの1では現状と課題を、Ⅲの2では目標と実績の数値を、Ⅲの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、Ⅳの「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

4ページをお開きください。

Ⅳの1では現状と課題を、Ⅳの2では目標と実績の数値を、Ⅳの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

なお、2の解消実績1.3ヘクタールは、新たに遊休農地が解消された面積です。

次に、Ⅴの「違反転用への適正な対応」です。

5ページをお開きください。

これもⅣまでと同様、Ⅴの1では現状と課題を、Ⅴの2では実績の数値を、Ⅴの3は活動計画に対する実績及び評価を記載しました。

補足しますと、我孫子市の違反転用案件への対応は、現在、新規違反への対応は機敏に行っており、速やかに是正するよう取り組んでおりますが、県から権限移譲される以前の古い違反案件をはじめとした困難案件については、十分な対応がされておられません。

これまで、違反転用面積は、現状は2ヘクタールだという数値を基に29年度に是正対応した数値を差し引いて残面積としておりますが、7月以降の農地パトロール等を通じて、改めて農業委員会全体の取組として対応していけたらよいと考えております。この面積も、精査して異同があることも念頭に置いていただければと思います。

次に、Ⅵの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

6ページをお開きください。

Ⅵの1では「農地法第3条に基づく許可事務」についての実績を、Ⅵの2では「農地転用に関する事務」についての実績を記入しています。「農地転用に関する事務」に関して、農林水産省の様式では案件を記入するようになっていますが、我孫子市では権限移譲を受けていますので、この括弧書きを作成しています。

なお、このⅥでは、標準処理期間については、29年度から3条許可も4条、5条許可も、毎月21日から25日までを受付期間としています。翌月の15日までには総会を開催し、農業会議に諮問する場合でも常設会議は16日までには開催されますので、それを受けて許可を行う場合でも、申請受付からおおむね1か月以内には許可書の交付ができています。ただ

し、住宅の建設など、他法令と関係するものについては、関係課と同日に許可書を交付していますので、1か月から2か月の期間を要しています。

以上を踏まえて、29年度からは我孫子市農業委員会の許可に係る事務の標準処理期間について、3条許可に関しては申請書の受理から25日、農地転用許可に関しては、ネットワーク機構の千葉県農業会議への諮問案件となる場合を含めて申請書の受理から45日としております。

7ページをお開きください。

続いて、VIの3では「農地所有適格法人からの報告への対応」を記入しています。4つの法人が対象となりますが、令和2年度は法令に基づく報告書の提出に際し、3法人に督促を行った結果、2法人から提出があり、未提出は1法人となっています。

VIの4では「情報の提供等」を記入しています。

農地の賃借料情報と権利移動等の情報の提供、農地台帳の整備状況について記入しています。

8ページをお開きください。

次のVIIは「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」で、特段の意見募集を行う方法ではありませんが、日頃の活動の中で寄せられた意見等があれば、その内容と対処内容を記載するものです。特には寄せられていないと思われるので、「特になし」と記入しています。

最後に、VIIIでは「総会後の議事録の公表」については、ホームページで公表していること、農地等利用最適化推進施策の改善については意見提出がなかったこと、活動計画の点検・評価はホームページに公表しているものとして記入しています。

次に、別紙2をご覧ください。

「令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画」（案）です。

1ページをご覧ください。

Iの「農業委員会の状況」は、令和2年度末時点の状況です。

次に、IIの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

2ページをお開きください。

IIの1では現状と課題を、IIの2では目標と活動計画を記入しています。数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、IIIの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

IIIの1では現状と課題を、IIIの2では目標と活動計画を記入しています。これも数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、IVの「遊休農地に関する措置」です。

3ページをお開きください。



IVの1では現状と課題を、IVの2では目標と活動計画を記入しています。これは農政課とも調整しながら、農業委員会が決めた3年で1.5ヘクタール解消という最適化推進指針を基に、堅実に0.5ヘクタールの解消を目標値としました。

最後に、Vの「違反転用への適正な対応」です。

これも、Vの1では現状と課題を、Vの2では活動計画を記入していますが、数値は点検・評価後の残面積を基本としつつ、具体的な案件の確認と実践的な是正対応については、パトロール等を行いながら協議して詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、本総会の議案で、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を決定していただきましたら、6月中に千葉県を通して農林水産省に報告するとともに、ホームページで公表することになります。

なお、ホームページで公表する期間は、施行規則の規定に従い3年間となります。

説明は以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員。

**嶺岸勝志委員** 今説明いただいた資料は、事前に郵送いただいたものと全く同じに見受けられますが、その確認です。

**事務局** 郵送というよりも、先月の総会のとときに皆さんにお渡ししたものと同じものです。事前にチェックをしていただくために、皆様に先月の総会のとときにお渡ししたものです。

**三須清一会長** よろしいですか。

**嶺岸勝志委員** はい。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

川村委員。

**川村泉治委員** 7ページの「農地所有適格法人からの報告への対応」の中で、4法人ある中で1法人が提出され、2法人が督促を行った後に提出されていて、まだ報告書が提出さ

れていない法人が1法人あると書いてあるのですが、これは提出をしていなくて問題にはならないのでしょうか。

**事務局** こちら、1法人は催告をしているところで、まだ提出されていないのですが、報告書は農地法で義務付けられており必ず提出しなければならないものです。毎年この法人は提出が遅れぎみで、昨年度も提出が遅れた経緯がございまして、現在、再催告中でございます。

**三須清一会長** よろしいですか。

川村委員。

**川村泉治委員** こちらの法人は何という法人ですか。

**事務局** ○○○○○○さんです。

**三須清一会長** ほかにございせんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は、第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、共同住宅1件、事務所1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。届出事由は、いずれも住宅です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、4件受理しました。届出事由は、いずれも相続です。

報告第4号は、「生産緑地の斡旋について」です。令和3年4月総会において、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇字〇〇〇〇〇番〇、〇〇字〇〇〇〇〇番〇及び〇〇字〇〇〇〇〇番〇、合計3筆、合計面積は1,852平方メートルで、所有者は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料3のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇,〇〇〇万円です。

案内図は別紙資料3ページになります。

買取り価格については、買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取り価格を設定することとなります。お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら、7月9日の金曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から4号ついて、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これもちまして、令和3年第6回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人